

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時30分から 令和4年10月18日（火） 午前9時42分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、 神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長  （担当課1） 河田市政情報課長、大井田同課長補佐  （担当課2） 玄順財政課長、榎本同課長補佐  （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 福田同課政策企画係長、江原同課同係主任
会 議 内 容	1 朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例（案） 2 令和5年度（2023年度）当初予算編成方針 3 令和4年第2回朝霞市議会臨時会提出議案
会 議 資 料	（議事1） 【資料1】朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例（案）の パブリック・コメント実施結果 【資料2】朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例（案） 【資料3】朝霞市個人情報保護に関する法律等施行規則 【資料4】要配慮個人情報の取扱いについて 【資料5】令和4年度個人情報保護条例等改正スケジュール

	<p>(議事 2)</p> <p>【資料 6】 令和 5 年度 (2023 年度) 当初予算編成方針</p> <p>【別紙 1】 令和 5 年度当初予算部別枠配分額一覧表</p> <p>【別紙 1 - 1】 令和 5 年度実施計画作成における枠配分額</p> <p>【別紙 1 - 2】 令和 5 年度 査定科目一覧 (機構順)</p>		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="454 631 933 730"> 電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 </td> <td data-bbox="933 631 1385 730"> <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月 </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月	
<p>会議録の確認方法</p> <p>出席者の確認及び事務局の決裁</p>			
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

【説明】

（担当課 1：河田市政情報課長）

資料1「パブリック・コメント実施結果」について説明させていただく。

この度の朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例の改正に伴い、8月23日から9月21日にかけて、パブリック・コメントを実施したが、意見の提出はなかった。

資料2「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」については、前回の庁議で示した以降に、関係機関と調整のうえ一部字句の修正等を行っている。

なお、今後議会で本施行条例に規定する審議会、審査会に諮問等をする際には、附則等で条例の改正が必要になる。

次に、資料3「朝霞市個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）」について、当規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し規定している。

構成としては、国から示されたガイドラインに基づき、個人情報ファイル簿の様式、開示請求等の手続き等となっている。

朝霞市個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）についての説明は以上である。

次に、資料4「要配慮個人情報の取扱いについて」について説明させていただく。

改正後の個人情報の保護に関する法律で、要配慮個人情報として定義されている、本人の人種、信条、社会的身分など（1）から（11）に該当する項目については、現在の個人情報保護条例と差異はない。

しかしながら、現行の個人情報保護条例では、下段の枠のなかの公的扶助の受給の有無や顔写真・画像等を要配慮個人情報として規定していないが、個人情報取扱事務登録簿の運用の中で、要配慮個人情報と同様に扱ってきた。

令和5年4月1日からは、改正法が適用されるため、今後は法に沿った運用となるが、上記の収集項目については、引き続き個人情報として適切に取り扱っていく。

最後に、資料5「条例等改正スケジュール」について説明させていただく。

今後については、情報公開・個人情報保護審議会を経た後、12月議会に条例案を上程する予定となっている。

説明は以上である。

（宮村市長公室長）

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、条例案は、前回の政策調整会議で示されたものから変更はないか、との質問に対し、若干の語句の修正があるとの回答があった。

次に、議会は、法律の対象外となることから、別途、条例の策定を進めている。

審議会及び審査会については、議会独自の会議体を設置する予定がないことから、市で

設置する会議体を活用させていただきたいが、いかがか、との質問に対し、そのように調整させていただくと回答があった。

以上の質疑を経て原案のとおり、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 令和5年度（2023年度）当初予算編成方針

**【説明】**

（担当課2：玄順財政課長）

令和5年度（2023年度）当初予算編成方針について説明させていただく。

資料6の1ページ1段目では、本市は、第5次朝霞市総合計画で、「私が暮らしたいまち 朝霞」の実現に向け、施策を進めており、令和5年度は後期基本計画の3年目、折り返し地点を迎え、新型コロナウイルス感染拡大の波に対応しながら各施策を進めてきたこと、更に、原油価格や物価高騰により、市民生活や地域経済が大きな影響を受けており、計画策定時には想定できなかった課題に早急に対応していかなければならない状況となっていることを述べている。

2段目では、本市の令和3年度決算は、経常収支比率が92.6%と令和2年度から3.8ポイント改善したほか、実質収支が過去最大の28億円を超えるなど、数字の上では堅調となっているが、市税が見込みより落ち込みがなかったことや、国において普通交付税などの増額を行ったことによる改善で、臨時的な要因によるものであり、今後、同様に歳入の増加を見込むことはできないと考えていることを述べている。

3段目では、社会保障関係経費の増加、公共施設の更新や小学校の少人数学級の整備などの課題のほか、自治体DXの推進や、引き続き新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰への対応など、今後も多額な財源が必要と見込んでいることを述べている。

4段目では、このような状況下で、真に必要な市民サービスの質の低下をさせることなく、将来に向け持続的に発展していくには、収入に応じた支出の構造という経営感覚をもって、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、行財政運営に臨むことが求められていることを述べている。

2ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」の3つが主な内容となっている。

各項目の主な点として、まず、2ページの「1 基本原則」については、一つ目として、「事業の選択と集中」は、予算計上する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、財源を真に必要な事業に配分し、計画的、効果的に活用すること。

二つ目として、「行政評価の反映と事務事業の見直し」は、行政評価の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを考慮し、新たな観点から創意と工夫を加えること。

三つ目として、「国・県等の動向の把握」は、本市の予算にも大きく影響することから、動向を的確に把握し、見通しを立てること。

四つ目として、「歳入の確保と歳出の抑制」は総額枠配分予算を実施し、歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努めること、歳出については、経常経費を改めて総点検し、節減合理化を徹底することとしている。

なお、枠配分については、後ほど別紙1で説明させていただく。

以上のことなど、7つの項目としている。

次に、3ページの「2 歳入に関する事項」については、一つ目として、市税は、適正な額を見積もること、税込確保に努めること。

二つ目として、使用料及び手数料の見直しを適宜行うこと、対象の的確な把握、適正な見積り、収入未済額の解消に努めること。

三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することなどである。

次に、4ページの「3 歳出に関する事項」については、主な予算書の節ごとに（1）人件費から（12）その他まで、留意する点を記載している。

主な点として、5ページ、（8）工事請負費の二つ目として、施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえ検討し、計上すること。

（10）負担金、補助及び交付金の二つ目として、新たな補助金を創設する場合は、終期を設定することを追記し、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき十分検討し、計上すること。

また、任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行うことなどである。

なお、この予算編成方針については、承認いただいた後、速やかに通知し、11月9日水曜日、正午を予算要求締切日としたいと考えている。

次に、枠配分予算の説明をさせていただく。

枠配分予算については、令和4年度予算編成に引き続き、令和5年度も部ごとに一般財源額を配分する。

部別の配分額は、令和5年度に歳入される一般財源見込額と令和4年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業を除いた一般財源額を基に積算している。

また、会計年度任用職員に関する経費や交際費などを査定科目に追加したことにより、義務的経費として一般財源額から除いている。

なお、特別会計及び公営企業会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施していない。

配分額については、別紙1-1のとおりとなっている。

説明は、以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

財源確保の説明の中で、ネーミングライツについて示されているが、現在、実施を検討しているガバメントクラウドファンディングについても、併せて記載した方がよいのではないかとの質問に対し、政策企画課と調整のうえ、修正させていただくとの回答があった。

指摘のあった内容について一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

3 令和4年第2回朝霞市議会臨時会提出議案

**【説明】**

(須田総務部長)

議案第77号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算第4号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、11億2,378万5,000円の増額で、累計額は、510億6,022万8,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入であるが、国庫支出金は、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金などを計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額することにより、9億1,412万7,000円増額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を2億965万8,000円増額している。

次に、歳出だが、民生費は、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などを計上することにより、7億406万円増額している。

商工費は、中小企業支援事業を4億1,972万5,000円増額している。

以上が、今回の補正概要である。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【閉会】**